

情報 FUKUOKA 第103号



トライ



発行者

九州旅客鉄道労働組合
福岡地方本部

発行責任者 岩永 康志
編集責任者 森永 克章

北九州市小倉北区室町3-137-1
NTT (093) 583-3385
JR (091) 4307~4308

サマーフェスティバル情報

8月 23日(土)・24(日)・25(月)各日帰り開催

日帰り：朝倉地区 参加費：無料



福岡地本で企画しているサマーフェスティバルの中身を少しずつですが紹介していきます。
昨年、映画『永遠の0』でも話題になった大刀洗平和祈念館の見学を行います。最近憲法9条改正や憲法解釈変更について話題になっていますがもう一度平和について考えましょう。

福岡地方本部 今月の支部

福岡地方本部で新たに結成された各支部を紹介していきます。

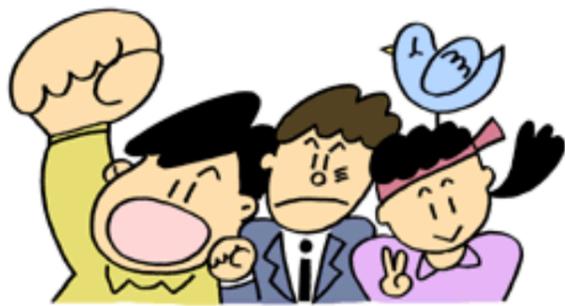
博多支部



○支部長 石田昌幸(南福岡車両区分会)
○所属分会 (17分会)
赤間駅連合、香椎駅連合、博多駅連合、南福岡駅連合、大牟田連合、JR九州旅行博多、博多車掌区、南福岡運転区、博多新幹線乗務所、博多運転区、博多工務連合、南福岡車両区、建設工事、久留米連合、運行管理、船舶、システムソリューションズ
○支部の特色
組合員約2,000名が所属しており、福岡地本の半分を管轄しています。
○支部体制になって変わったこと
非専従役員だけで役員体制を構成しているため、より効率的な運営ができるよう工夫しています。
○今後の抱負
誰もが足を運びやすい支部・事務所になるようにしていきます。

『博多支部・本社支部
6月29日(日) 佐賀支部合同』
サンライン福岡博多駅前

『小倉工場支部』
6月25日(水)
小倉工場支部地区事務所



ようこそ JR九州労組へ

新たな仲間が加入

新入社員全員が加入

今年度、JR九州に入社し福岡地本管内に配属された144名の新入社員全員がJR九州労組の運動や取り組みに賛同し加入しました。
地本、支部、分会の各級機関が連携を行う中、新入社員に労働組合の必要性とJR九州を代表するJR九州労組の役割を分会役員・青年女性委員会役員が中心となり訴え、新入社員からの質問にも対応した取り組みが行われました。
今後、各支部においてニューメンバーズセミナーを開催しますので新規組合員の皆さんはぜひ参加してください。

第85回福岡メーデー開催

4月26日(土)、舞鶴公園西側広場において、第85回福岡メーデーが開催されました。JR連合福岡地協からは300名の組合員とその家族が参加しました。
式典では、主催者を代表してJR連合から選出の高島会長が、「労働者派遣法の改正や、解雇規制の緩和、長時間労働を強いることとなりうる制度の導入など、労働者保護ルールの後退につながる動きが顕在化している。働く者を踏み台に、格差社会を助長させる」と力強く訴えました。



6月 生活応援バンク ろうきん

給与控除日	口座引き落日
25日	28日
ボーナス控除日	口座引き落日
30日	7月28日

※28日の引落しが出来ない場合延滞扱いになります。ご注意ください。

本田親輝さん 元マンション事業部 孫の成長

○楽しみ 孫の成長
○健康状態・健康の秘訣 タバコはやめて3年半、油は控えめ
お金は生きていく分だけあれば十分

○日課・趣味 春の山菜とりに始まり、魚釣り、ソフトボール、潮干狩り、四季折々の風景写真等
自分の人生あと何年か？今やらないでいつやる？今でしょ！家にいる時間がもったいない。

○JR最後の職場と近況について
マンション事業部からジェイアール住宅へ出向し、そこで最後になりましたが今でもマンション事業の現状等が気になり時折JRのホームページを見えています。仕事はJRセコムで警備員の仕事をしています。単純な仕事ですが安心安全を提供する仕事で一時も気が抜けません。

今何しよっと？

委員長のつぶやき

労働者保護規制を緩和する手続きが着々と進められている。▼さらに弱い立場となる労働者に必要となる労働組合の存在と機能が今後とも重要になる。しかし、その組織率は低迷し、「ワーク・ルール」の基本的なことを今からシリーズで掲載してみたい。▼労基法35条に休日の規定がある。当然ながら鉄道事業にあっては全員に同時期ということとは非現実的なこと。▼したがって、事前に休日が特定される。しかし、突発的な対応のため、休日と定められていた日に仕事となることも少なくない。▼その代償として、「休日の振替」や「代休」といった対処が行われる。二つは似ているようだが、次のような違いがある。▼「休日の振替」とは、事前に特定の労働日を休日としておくこと。ただし、4週4日の法定休日確保される範囲内であること、事前に振替により休日となる日を特定して労働者に知らせることなど就業規則に必要な要件を満たしておく必要がある。▼一方、「代休」は、事前に振り替えることなく、休日に労働したあとで、その代わりに労働日に休ませるものである。▼代休は、就業規則や労働協約などの規定がなくともできるが、その労働した休日が法定休日の場合、「休日労働」をしたこととなるため、会社は36協定を結び、労働基準監督署に届け出ておかなければならないし、割増賃金の支払いも必要となる。

